

専決処分について（立川市学習等供用施設の臨時休館について）

上記の議案を提出する。

令和 2 年 4 月 9 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理 由

立川市学習等供用施設条例（昭和 58 年 3 月 31 日条例第 6 号）第 4 条の 2 の規定による。

専決処分書

立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第3条第1項の規定に基づき、次を別紙のとおり専決処分する。

立川市学習等供用施設の臨時休館について

令和2年4月7日

立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

立川市学習等供用施設の臨時休館について

1 理由

新型コロナウイルス感染拡大防止のため

2 対象施設

名称	位置
立川市滝ノ上会館	立川市富士見町4丁目16番10号
立川市こんぴら橋会館	立川市砂川町3丁目26番地の1
立川市高松会館	立川市高松町2丁目25番26号
立川市若葉会館	立川市若葉町3丁目34番地の1
立川市こぶし会館	立川市幸町5丁目83番地の1
立川市羽衣中央会館	立川市羽衣町2丁目26番7号
立川市天王橋会館	立川市一番町3丁目6番地の1
立川市柴崎会館	立川市柴崎町1丁目16番3号
立川市さかえ会館	立川市栄町4丁目6番地の2
立川市西砂会館	立川市西砂町5丁目11番地の13
立川市上砂会館	立川市上砂町1丁目13番地の1

3 臨時休館とした期間

令和2年4月8日から令和2年5月6日までの29日間（条例に規定された休館日を除く）

4 休業する業務

館内及び敷地内の施設利用

5 通常どおり行う業務

施設利用に関する申請・相談業務、施設維持管理業務

6 周知

館内及び市ホームページへの掲示